

令和6年度三笠市地域おこし協力隊  
教育部門 キッチンスタジアム活用業務  
募集要項

令和6年4月8日制定

目次

1	募集部門・募集人数	2
2	募集期間・採用時期	2
3	主な任務の内容	2
4	募集対象	2
5	応募・選考・採用までのながれ	
	(1) 応募	3
	(2) 選考	3
	(3) 採用	4
6	活動条件等	
	(1) 委嘱・雇用関係・委託期間	4
	(2) 担当部署・活動拠点	4
	(3) 活動できない期間	5
	(4) 委託料	5
	(5) 退任・契約解除	5
	(6) 活動規律・兼業	5
	(7) 社会保険	5
7	住宅の貸与	6
8	活動に必要な経費	6
9	任期後の定住に向けた準備	6
10	その他	7
11	問合せ先	7

### 1 募集部門・募集人数

募 集 部 門	教育部門 キッチンスタジアム活用業務
募 集 人 数	2名

### 2 募集期間・採用時期

募 集 期 間	令和6年4月8日（月）～決定次第終了
採 用 時 期	令和6年4月8日以降 ※採用日応相談

### 3 主な任務の内容

#### (1) 三笠高校生レストランの運営等に係る業務

利用促進に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッチンスタジアムにおける料理教室の開催</li> <li>・高校生レストランのPR・普及活動</li> <li>・各種大会及び民間企業等による料理教室等の運営補助 など</li> </ul>
キッチンスタジアムの維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備や消耗品等備品の管理</li> <li>・キッチンスタジアム内の清掃 など</li> </ul>

#### (2) 任期後の定住に向けた準備

※任務内容は、本人と事前に協議した上で、変更、追加する場合があります。

### 4 募集対象

活動期間終了後、就業又は起業をして三笠市に定住する意欲がある方であって、次に掲げるすべてに当てはまる方

住 所 要 件	<p>三大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方（住民票を有する方）で、採用後三笠市に住民票と生活拠点を移すことができる方</p> <p>※採用決定前に住民票を移動した場合、対象となりません。</p> <p>※応募を目的として居住実態がないのに住民票のみを移動した場合、対象となりません。</p>
学 歴	学校教育法に基づく高等学校を卒業した方（高卒以上）
免許・技能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自動車免許を有しており、日常の運転に支障のない方</li> <li>・パソコン（ワード、エクセル、インターネット）の基本的な操作ができる方</li> <li>・調理師や製菓衛生師など、調理技術を客観的に証明できる資格がある方 又は専門学校等の教育機関で食分野について学んだ方</li> </ul>
欠 格 条 項	地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

## 5 応募・選考・採用までの流れ

### (1) 応募

応募書類	履歴書 1 部 ※用紙はホームページからダウンロードし、印刷してください。 ※必要事項を記入し、必ず写真を貼付けて提出してください。	
応募方法	メールの場合	E-mail:teijyuuk@city.mikasa.hokkaido.jp ※件名を「地域おこし協力隊履歴書提出」として送信してください。
	郵送の場合	〒068-2192 北海道三笠市幸町 2 番地 三笠市役所 企画調整課 定住対策係 ※「地域おこし協力隊履歴書在中」と封筒に記入してください。
その他	履歴書の到着の連絡はいたしませんので、確認したい場合はお電話ください。	

### (2) 選考

事前審査	募集対象要件に該当しているか、応募書類に不備がないかなどを審査し、受理・不受理を決定します。	
	受理の場合	第一次選考に進みます。
	不受理の場合	電話又はメールで通知し、郵送された応募書類を返却します。
第一次選考	応募書類が受理された応募者を対象に、書類選考を行います。	
選考結果通知	通知までの期間の目安は、応募書類の受理後 3 週間程度です。	
	選考通過の場合	担当者から電話又はメールで通知し、第二次選考日場（面接日）を調整の上、文書で通知します。
	選考不通過の場合	文書で通知します。
第二次選考	第一次選考の通過者を対象に、面接を行います。	
	現地面接の場合	選考結果通知の文書に記載された日時に、指定された場所にお越しください。（面接のために必要となる交通費等は自己負担となります。）面接時間は 1 時間程度です。
	WEB 面接の場合	面接日の前日までに面接用の Zoom の URL 等をメールでお知らせします。選考結果通知の文書に記載された日時の 5 分前までにログインしてください。面接時間は 1 時間程度です。
選考結果通知	通知までの期間の目安は、面接日から 3 週間程度です。	
	合格の場合	文書で通知します。合格の通知とともに、採用希望無の確認の確認書類を送付します。
	不合格の場合	文書で通知します。

採用希望有無確認・採用日決定	採用を希望する場合	合格の通知とともに送付する採用希望有無の回答書に、採用を希望することと、活動開始可能日を記入し返送してください。回答書の受理後、活動開始日を相談の上で決定します。
	採用を希望しない場合	合格の通知とともに送付する採用希望有無の回答書に、採用を希望しないことと、その理由を記入し、返送してください。
採用確定通知	任用決定通知を文書で通知します。	

### (3) 採用

採用前手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅貸与手続き</li> <li>・委託契約関係手続き</li> </ul>
着任式	採用日には着任式を行い、委嘱状を交付します。その後、活動条件や任務の内容などについて説明があります。

## 6 活動条件等

### (1) 委嘱・雇用関係・委託期間

委 嘱	地域おこし協力隊として委嘱状を交付します。
雇 用 関 係	委託契約を締結し、三笠市との雇用関係はありません
委 託 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごとの委託契約となります。</li> <li>・委託契約の更新は、本人の意向と活動評価結果などを総合的に判断し、可否を決定します。</li> <li>・最大委託期間は、採用日から通算して3年間となります。(制度上可能な最大期間であり、3年間の委託契約が約束されたものではありません。)</li> </ul> <p>(例) R5.6.1 採用に採用され、最大3年間委託契約を締結する場合</p> <p>任用初年度 R5.6.1～R6.3.31</p> <p>任期更新①R6.4.1～R7.3.31</p> <p>任用更新②R7.4.1～R8.3.31</p> <p>任用更新③R8.4.1～R8.5.31</p>

### (2) 担当部署・活動拠点

担 当 部 署	高校生レストラン統括室
活 動 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三笠高校生レストラン「MIKASA COOKING ESSOR」内キッチンスタジアム(三笠市若草町396番地1)</li> </ul> <p>※三笠市の申し出により上記以外での活動が必要となった際は、協力を惜しまないこと。</p>

### (3) 活動できない期間

活動できない期間	疾病、怪我、天災その他やむを得ない理由により活動できない期間が相当日数発生するときは、委託契約の内容を変更することがありますので、事前に相談してください。
----------	---

### (4) 委託料

委託料	年額 3,200,000 円 ※上記に加え、活動内容に応じて活動費相当額が支払われます。 ※年度途中で採用・退任等した場合、支払額が変更となる場合があります。
-----	---

### (5) 退任・契約解除

退任	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託期間が満了した場合には退任となります。</li><li>・委託期間が満了する前に退任したい場合は、退任希望日の 30 日前までに退任願を所属長に提出してください。</li></ul>
契約解除	次に該当する場合、契約を解除することがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・正当な理由なしに着手時期を過ぎても任務に着手しないとき</li><li>・契約内容に違反したとき</li><li>・地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当するとき</li><li>・三笠市への市税等に滞納があるとき</li><li>・三笠市暴力団排除条例に違反したとき</li><li>・心身の状況等から、隊員の任務を遂行することが困難と認められるとき</li><li>・隊員としてその職の信用を傷つけ、又は三笠市の不名誉となるような行為に及んだとき</li><li>・地方公務員法第 36 条の規定に違反したとき</li></ul>

### (6) 活動規律・兼業

活動規律	<ul style="list-style-type: none"><li>・政治的中立性の保持に努める必要があり、地方公務員法第 36 条の規定を順守する必要があります。</li><li>・任務に関して知り得た秘密は、委託期間中、委託期間後も他に漏らしてはいけません。</li></ul>
兼業	兼業は、任務に支障のない範囲で行うことができます。その場合は、事前にご相談ください。

### (7) 社会保険

健康保険	個人で国民健康保険に加入してください。
年金保険	個人で国民年金に加入してください。
雇用保険	雇用保険の加入なし。

## 7 住宅の貸与

住 宅 貸 与	市内の賃貸住宅を市が借り上げ、本人に貸与します。
物 件 選 定	市内の賃貸住宅の空室の中から、隊員の意向や活動拠点への距離などを勘案し、市が指定します。
賃 料 等	敷金・礼金・賃料・共益費（管理費）などは市が負担します。
保 険	火災保険（家財保険）など必要な保険は本人負担となります。
同 居 人	原則、入居者は隊員に限ります。事前申出により、配偶者や子など親族等の同居を認める場合があります。
駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が負担する駐車場代は、活動のために使用する車両 1 台分のみです。</li> <li>・2 台目以降は本人が個別に契約し、料金は本人負担となります。</li> </ul>
ペ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット可の物件に空室があった場合に限り可とします。</li> <li>・ペット礼金等、ペットの入居に係る費用は本人負担となります。</li> </ul>
生 活 費	家具家電の購入費、食費、日用品費、光熱水費、電話回線使用料、インターネット接続費用などは本人負担となります。
引 越 越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引越費用は本人負担となります。</li> <li>・入居可能日は物件によりますが、採用日の数日前から入居可能となることが多いです。</li> </ul>
入 居 物 件 変 更	委託期間中の入居物件の変更は原則行いません。隊員活動や退任後の定住のために有益な理由がある場合、又は家主から退去を求められた、建物の故障等などのやむを得ない理由がある場合で、市が必要と認めた場合には、変更することがあります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退任後も引き続き同一の住宅に入居を希望する場合、市と家主との賃貸借契約を終了し、新たに本人が契約することで、入居を継続できる場合があります。その際には改めて敷金・礼金を求められる場合があります。</li> <li>・市が貸与する住宅に入居せず、ご自身で選んだ住宅に入居する場合、費用はすべて本人負担となります。</li> </ul>

## 8 活動に必要な経費

予算の範囲内で、委託料に含めて支払います。

## 9 任期後の定住に向けた準備について

部門ごとに設定された任務のほかに、退任後の定住に向けた準備を進めていただくこととなります。市では、必要に応じて本人と面談を行いながら、セミナー受講、求人情報

の紹介、補助金制度の紹介など、必要な支援を行います。

## 10 その他

取 材 等	市のホームページ、広報誌、SNSなどの広報媒体への写真・記事の掲載のほか、テレビ、新聞、雑誌などの取材に応じていただく場合があります。
地 域 活 動	町内会への加入、地域行事への参加など、積極的な協力をお願いします。
著 作 権 等	活動上で生じた著作権等の権利は三笠市に移転していただきます。ただし、三笠市の書面による承諾を受けた場合はこの限りではありません。

## 11 問合せ先

部 署 名	三笠市 企画財政部 企画調整課 定住対策係（2階23番窓口）
開 庁 時 間	平日 8時30分～17時00分
所 在 地	〒068-2192 北海道三笠市幸町2番地 三笠市役所
電 話 番 号	01267-2-3182（ダイヤルイン）
F A X 番 号	01267-2-7880（代表）
メールアドレス	teijyuuk@city.mikasa.hokkaido.jp